

環境配慮型建築材料登録規程

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

(目的)

第1条 本規定は、建築材料等の環境問題への関心の高まりに対応し、環境配慮型として生産される建築材料（以下、「環境配慮型建築材料」という。）の登録について必要な事項を定めることにより、環境配慮型建築材料の信頼性の向上、普及促進及び企業支援につながるとともに、消費者に安心して利用していただくことを目的とするものである。

(定義)

第2条 本規程において、次の表の（い）欄に掲げる用語の定義は、（ろ）欄に掲げる定義とする。

（い）用語	（ろ）定義
理事長	公益財団法人日本住宅・木材技術センターの理事長をいう。
センター	公益財団法人日本住宅・木材技術センターをいう。
申請者	この規程により登録を受けようとする者をいう。
登録取得者	この規程により登録を受けた者をいう。
環境負荷物質	関係法令及び議定書等で定めた物質
登録品	センターが登録した環境配慮型建築材料をいう。

(登録の対象)

第3条 本規程における登録の対象は、次の各号のいずれかに該当する建築材料であって、本規程第8条に規定する登録の要件を満足するものに適用するものとする。

- （1）環境負荷物質を使わない建築材料
- （2）室内環境を改善するための建築材料
- （3）その他、環境配慮型として認められる建築材料

(登録証の交付)

第4条 センターは、第3条(1)～(4)の建築材料について、登録証（様式1-1）を交付するものとする。

- 2 センターは、申請者から登録の申請又は更新があった場合には、当該申請を第8条に規定する登録の要件に照らし、登録の適否を決定する。
- 3 登録の適否の決定にあたっては、第18条第1項に規定する審査委員会の意見を聞いて行うものとする。
- 4 センターは、第1項の登録証の交付に際し、登録を受けようとするにあたっての約束手書（様式1-2）の提出を求めるものとする。
- 5 センターは、登録証を交付したときは、登録の結果をホームページ等で公表するものとする。
- 6 第2項の決定が登録に値しないとした場合には、当該申請者に対し、登録をしない旨の通知書（様式1-3）を発行するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 第10条及び第11条の規定に係る登録の有効期間は、原則として3年間とする。

(登録の失効)

第6条 次のいずれかに該当する場合には、当該登録は失効するものとする。

- (1) 登録取得者から登録品の供給を中止する旨の届出があったとき。
 - (2) 登録期間満了にともなう更新をしなかったとき。
 - (3) 登録取得者が破産し、復権を得ないことが判明したとき。
 - (4) 前各号に準じた事情が発生したとき。
 - (5) 第17条の規定により登録取り消しの措置を受けたとき。
- 2 登録が失効した場合、センターはその旨を当事者に通知するとともにホームページに公表するものとする。

(表示)

第7条 登録取得者は、登録品又は梱包箱等に環境配慮型建築材料の表示を行いたい場合は、センターが定める表示方法（HW-環境型 002-2023）による表示を行うものとする。

(登録の要件)

第8条 登録の要件は、申請に係る内容が技術基準（HW-環境型 003-2023）に適合しているものとする。

- 2 前項の登録の要件に係る技術基準（HW-環境型 003-2023）は、審査委員会の意見を聴いてセンターが定めるものとする。

(申請者の要件)

第9条 申請者は、登録品を製造又は販売する者とする。

- 2 国外からの申請の場合は、申請者は国内に申請代理人を置くものとする。
- 3 前各号による申請者又は申請代理人は、センターとの本規程に基づく連絡調整、指示及び義務の遂行並びに利用者等からの問い合わせ・苦情等への対応が適切に行う者であること。

(登録の新規申請)

第10条 新たに登録を受けようとする申請者は、登録申請書（様式1-4）をセンターに提出するものとする。

- 2 前項の申請書の受付等は、実施要領（HW-環境型 004-2023）に定めるところによるものとする。
- 3 申請者は登録の申請にあたって、手数料規程（HW-環境型 005-2023）に定める申請手数料をセンターに納入しなければならない。

(更新申請)

第11条 登録取得者が第5条の規定による登録の有効期間満了に伴い、当該登録品について、引き続き登録を受けようとする場合には、更新申請書（様式1-5）を所定の時期にセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の受付等は、実施要領（HW-環境型 004-2023）に定めるところによるものとする。
- 3 登録取得者は更新の申請にあたって、手数料規程（HW-環境型 005-2023）に定める更

新手料をセンターに納入しなければならない。

(変更申請・届出)

第 12 条 登録取得者は、第 5 条の規定による登録の有効期間内に登録に係る内容に変更が生じる場合は、その内容を記載した変更申請書(様式 1-6)又は変更届書(様式 1-7)を速やかにセンターに提出し、所要の措置を受けなければならない。ただし、品質又は性能等の変更に係る変更申請は、手数料規程(HW-環境型 005-2023)に定める変更手数料をセンターに納入しなければならない。

2 前項の申請書の受付等は、実施要領(HW-環境型 004-2023)に定めるところによるものとする。

(登録の審査)

第 13 条 登録の新規申請、更新申請及び変更申請があった場合、センターは事務局により予備審査を実施するものとする。

2 前項の事務局による予備審査において適切と判断された場合、センターは審査委員会に審議を要請するものとする。ただし、品質又は性能等の変更申請については、登録の内容に係る変更について、審査委員会で審議するものとする。

(サーベイランス)

第 14 条 センターは、登録品に関し必要があると認めるときは、登録取得者に対し実地調査等を行うことができる。

(警告措置)

第 15 条 サーベイランス等により、登録取得者が規定に定める義務の履行をおろそかにしていることが判明した場合、センターは警告を発し、所定の措置を指示することができる。

(登録の一時停止)

第 16 条 サーベイランス等により、登録品の品質・性能等が登録の要件を満足していないことが判明した場合、センターは当該登録品を一時停止することができる。

2 センターは、第 1 項により登録を一時停止するときは、その旨を当該登録取得者に通知し、所定の措置を指示するものとする。

(登録の取り消し)

第 17 条 センターは次のいずれかの場合、審査委員会の意見を聴いて該当する登録を取り消すことができる。

(1) 登録品は、登録の要件を満足することが困難であると判断されたとき。

(2) 第 15 条の規定による警告措置又は第 16 条の規定による登録の一時停止を受けた場合の対応が著しく不誠実かつ悪質と見なされたとき。

2 センターは、第 1 項の規定に基づき登録を取り消そうとする場合、あらかじめ、当該登録取得者に対しその旨を通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知の日から 1 ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合には、その機会を放棄したものと見なす。

3 センターは、登録を取り消したときは、これをホームページ等で公表する。

(審査委員会)

第 18 条 センターは、申請に係る環境配慮型建築材料に関する登録の審査を行うための審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、登録事業を公正に行うために、センターは学識経験者等から委員を委嘱するものとする。

3 審査委員の委嘱にあたり、センターは別に定める審査委員契約書（様式 1－8）の提出を求めるものとする。

4 委員会の運営に関する必要事項は、審査委員会運営要領（HW-環境型 006-2023）に定めるところによるものとする。

(秘密保持)

第 19 条 第 18 条の委員会の委員及びセンターの役職員であった者は、本規程に基づく登録の業務に関して知り得た秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

(苦情処理)

第 20 条 センターは、登録品及びその登録に関する異議申し立て、苦情及び紛争について、必要な処理を行うものとする。

(資料の提出及び調査)

第 21 条 センターは、登録品の性能及び流通等の状況及び第 16 条及び第 17 条の措置方法等に関して、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

2 センターは、登録品の要件に係る技術基準（HW-環境型 003-2023）等を満足していることを把握するため、必要に応じて登録品の製造工場及び使用現場等での調査を行うことができるものとする。

3 本規程により登録取得者は、第 1 項及び第 2 項の規定に基づきセンターの行う資料の提出要請又は調査に応じなければならない。

(雑則)

第 22 条 センターは、本規程に基づく業務推進に必要となる要領等必要な事項について、別に定めるものとする。

(付則)

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

制定 令 5 年 7 月 1 日 住木認発第 90 号